

改 定	現 行	備 考
<p>1. 測量業務共通仕様書</p> <p>令和4年10月</p>	<p>1. 測量業務共通仕様書</p> <p>令和3年10月</p>	

改 定	現 行	備 考
<p>第1章 総則</p> <p>第101条 適用</p> <p>1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、兵庫県<b>土木部</b>が所管する測量業務に係る測量・調査業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>第110条 担当技術者</p> <p>2. <b>測量業務</b>における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第101条 適用</p> <p>1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、兵庫県<b>県土整備部</b>が所管する測量業務に係る測量・調査業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>第110条 担当技術者</p> <p>2. <b>測量作業</b>における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p>	